

## 第3章 平成23年地域産業連関表の作成作業の概要

### 3-1 作成上の基本的事項

#### 3-1-1 対象年次

平成23年（暦年）※平成17年表までは西暦の末尾0と5の年次を対象として5年ごとに作成してきており、本来は平成22年表となるところだが、今回の平成23年表は「平成24年経済センサスー活動調査」を基礎資料として利用するため、基準年が平成23年となった。

#### 3-1-2 部門分類

- (1) 部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」による。すなわち、「平成24年経済センサスー活動調査」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、地域表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則としてそれぞれの生産活動毎に分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。
- (2) 生産額（C T）の推計は、基本分類（行518×列396）である。
- (3) 統合分類は、「35部門分類」、「14部門分類」の2種類を作成した。
- (4) 平成17年表より、地域産業連関表では、地域別での個々の企業（事業所）情報を保護する観点から秘匿を行っており、平成23年表も「公表用基本分類」では行部門401、列部門343に統合している。

#### 3-1-3 評価方法

- (1) 取引活動は、原則として「発生主義」による価格評価である。
- (2) 生産額の価格評価は、「実際価格」に基づく「生産者価格」評価である。
- (3) 生産額及び取引額には、消費税が含まれている「グロス表示」である。
- (4) 輸出入の価格評価は、普通貿易の輸出はF O B価格（本船渡し価格）、輸入はC I F価格（運賃・保険料を含む価格）の評価である。

#### 3-1-4 輸移入の取り扱い

輸移入は、従来と同様「競争輸・移入型」で表章し、逆行列係数は、 $[I - (I - \hat{M} - \hat{N})A]^{-1}$ 型である。

[記号の説明]

$I$  : 単位行列

$A$  : 投入係数行列

$\hat{M}$  : 輸入係数対角行列

$\hat{N}$  : 移入係数対角行列

### 3-1-5 屑・副産物の取り扱い

平成17年表から、「屑・副産物」は「再生資源回収・加工処理」部門を迂回せず直接投入部門に産出し、「再生資源回収・加工処理」部門は回収・加工処理経費だけを計上する表形式を採用しており、平成23年表も同様としている。

### 3-1-6 取引額表及び逆行列係数表について

沖縄県産業連関表では、取引額表や逆行列係数を作成する際、以下2点の措置を施しているため注意されたい。

- (1) 地域内最終需要のうち、「生産者製品在庫純増」と「半製品・仕掛品在庫純増」は、本来、生産工場内にある在庫であるため、輸移入分は含まない。このため、輸移入係数を求める際、この分を考慮して逆行列係数表を作成している(上記2部門は自給率100%としている)。
- (2) 屑・副産物のうち、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」(金属屑)は、取引額表ベースで内生から除外してから逆行列係数を作成している。その他の屑・副産物については、分析する際の影響が小さいものとみなし、基本分類ベースで統合している。

## 3-2 平成23年表の特徴と変更点

### 3-2-1 基本分類表の作成

平成7年表では、生産額の推計及び投入額・産出額の一次推計と一次調整は、全国基本分類表に準じて推計し、それ以降の地域間の投入・産出バランスの調整は、基本分類を統合した「統合基本分類」レベルで行っていたが、平成12年表からは、従前通り基本分類で投入・産出バランス調整を行い、基本分類表を作成しており、平成23年表も平成12年表に準じている。

### 3-2-2 主な部門の変更

平成23年沖縄県表(作業用基本分類)における平成17年表からの主な部門の変更状況は、次のとおり。

#### (1) 基本分類の統合・名称変更

##### ① 0171-01 海面漁業

国内生産額の推計基礎資料である漁業・養殖業生産統計年報の集計区分が見直されたことにより、漁業種類別(沿岸、沖合、遠洋)の生産額の把握ができなくなったため、平成23年表においては、「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」を統合し、名称を「海面漁業」とする。

##### ② 0639-09 その他の鉱物

平成17年表の「その他の非鉄金属鉱物」について、国内生産額が1,000億円を下回っていること、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「窯業原料鉱物」及び「その他の非鉄金属鉱物」を統合し、名称を「その他の鉱物」とする。

ただし、行部門は、従前どおり、「石灰石」、「窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」及び「他に分類されない鉱物」とする。

##### ③ 1117-04 動植物油脂

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「0981 植物油脂製造業」と「0982

動物油脂製造業」が統合され、「0981 動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）」となったこと、また、「動物油脂」の国内生産額が1,000億円を下回っていることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「植物油脂」及び「動物油脂」を統合し、名称を「動植物油脂」とする。

ただし、行部門は、従前どおり、「植物油脂」、「動物油脂」、「加工油脂」及び「植物原油かす」とし、平成17年表の「動物油脂」に含めていた精製ラードについては、「加工油脂」に含める。

④ 2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤

平成17年表の「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」について、いずれも国内生産額が1,000億円を下回っており、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「油脂加工製品」及び「石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、名称を「油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。

ただし、行部門は、従前どおり、統合せず「油脂加工製品」、「石けん・合成洗剤」及び「界面活性剤」とする。

⑤ 2229-01 ゴム製・プラスチック製履物

平成17年表の「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」について、いずれも国内生産額が1,000億円を下回っており、投入・産出構造も類似していることから、平成23年表においては、「ゴム製履物」及び「プラスチック製履物」を統合し、名称を「ゴム製・プラスチック製履物」とする。

⑥ 3113-01 計測機器

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の小分類「311 計量器・測定器・分析機器・試験器製造業」、「312 測量器械器具製造業」及び「314 理化学機械器具製造業」が統合され、「273 計量器・測定器・分析機器・試験器・測量器械器具・理化学機械器具製造業」が新設されたこと、また、「理化学機械器具」の国内生産額も比較的小さく、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表においては、「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、名称を「計測機器」とする。

⑦ 3115-01 光学機械・レンズ

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の細分類「3152 写真機・同附属品製造業」と「3153 映画用機械・同附属品製造業」が統合され、「2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業」が新設されたこと、また、「カメラ」については、国内生産額も比較的小さく、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表においては、「カメラ」と、「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」以外とを統合し、名称を「光学機械・レンズ」とする。

⑧ 6431-01 社会保険事業★★

平成17年表において、「社会保険事業」部門は、厚生年金、国民年金、国及び地方公共団体による活動を範囲とする「社会保険事業（国公立）★★」と、共済組合等、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする「社会保険事業（非営利）★」の2部門を設定していた。しかし、平成23年表では、公的部門の格付け基準の見直しにより、社会保険事業のほとんどは国民経済計算における「社会保障基金」に該当し、政府サービス生産者（★★）に整理されることとなった。このため、平成23年表では、「社会保

険事業（国公立）★★」と「社会保険事業（非営利）★」を統合し、名称を「社会保険事業★★」とする。

なお、日本標準産業分類の第12回改定の小分類「851 社会保険事業団体」には、国民年金基金等、国民経済計算における「社会保障基金」に該当しない活動も含まれているが、本部門では、これらの活動も含めることとしている。

⑨ 6721-01 飲食サービス

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「70 一般飲食店」と「71 遊興飲食店」が統合されて「76 飲食店」となり、中分類「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」が新設されたこと、また、国内生産額の推計基礎資料である経済センサス-活動調査では、基本的に「飲食サービス事業」として一括したデータしか得られないことを踏まえ、平成17年表の「一般飲食店（除喫茶店）」、「喫茶店」、「遊興飲食店」を統合した上で、「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」についても当部門の範囲とし、名称を「飲食サービス」とする。

(2) 基本分類の統合

① 1519-09 その他の繊維工業製品

平成17年表の「綱・網」について、国内生産額が1,000億円を下回っていること、かつ、近年減少傾向であることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「綱・網」及び「その他の繊維工業製品」を統合し、名称を「その他の繊維工業製品」とする。

ただし、「綱・網」は資本形成に産出される割合が比較的高く、従前どおり、行部門は統合せず、「綱・網」及び「他に分類されない繊維工業製品」とする。また、「その他の繊維工業製品」に含まれていた「細幅織物」は、日本標準産業分類の変更により、「その他の織物」に統合する。

② 1529-09 その他の繊維既製品

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「1196 繊維製衛生材料」と小分類「129 その他の繊維製品製造業」が統合され、「119 その他の繊維工業」となったこと、また、「繊維製衛生材料」の国内生産額が1,000億円を下回っていることを踏まえ、平成23年表の列部門は、「繊維製衛生材料」及び「その他の繊維既製品」を統合し、名称を「その他の繊維製既製品」とする。

ただし、行部門は、従前どおり、「繊維製衛生材料」及び「他に分類されない繊維既製品」（名称変更）とする。

③ 3521-01 トラック・バス・その他の自動車

平成17年表の「自動車車体」について、乗用車及びバスのボディのみを製造する事業者はないこと、トラックの運転台及び荷台は、完成車として扱う方がより実態に近いことを踏まえ、平成23年表においては、「自動車車体」のうち、トラックの運転台及び荷台を「トラック・バス・その他の自動車」へ統合、従来の「自動車車体」を削除し、「トラック・バス・その他の自動車」とする。

(3) 再編

① （統合小分類）1621 家具・装備品

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成23年表においては、「木製家具・装備品」及び「金属製家具・装備品」を、「木製家具」、「金属製家具」及び「その他の家具・装備

品」に再編する。

② 2919-09 その他のはん用機械

日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「259 その他のはん用機械・同部分品製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」以外の部分及び「その他の一般機械器具及び部品」を統合し、名称を「その他のはん用機械」とする。

ただし、行部門は、「動力伝導装置」の国内生産額が約1兆円の規模があることから特掲し、「動力伝導装置」及び「他に分類されないはん用機械」とする。

③ 3014-01 生活関連産業用機械

日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「264 生活関連産業用機械製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「食品機械・同装置」、「製材・木材加工・合板機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」及び「その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた「包装・荷造機械」を統合し、名称を「生活関連産業用機械」とする。

ただし、行部門は、従前どおり、「食品機械・同装置」、「木材加工機械」（名称変更）、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙加工機械」とし、「包装・荷造機械」を新設する。

④ 3019-09 その他の生産用機械

日本標準産業分類の第12回改定により、小分類269「その他の生産用機械・同部分品製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表においては、「その他の特殊産業用機械」に含まれていた行部門「その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割し、行部門、列部門共に「その他の生産用機械」を新設した。

⑤ 5951-01 映像・音声・文字情報制作業

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、「映像情報制作・配給業」、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「ニュース供給業」、「その他の対事業所サービス」に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を統合し、名称を「映像・音声・文字情報制作業」とする。

⑥ （統合小分類）6411 医療

医療業部門は、平成2年表までは生産活動主体分類により、国公立（政府サービス生産者）、非営利（対家計民間非営利サービス生産者）、産業の3部門を設定していた。その後、平成7年表において93SNAを踏まえ医療部門をすべて産業扱いとしたが、部門分類は、時系列比較等を重視し、同様の部門構成としていた。しかし、アクティビティの類似性で部門設定を行うことを踏まえ、平成23年表においては、平成17年表の「医療（国公立）」、「医療（公益法人等）」及び「医療（医療法人等）」を、「医療（入院診療）」、「医療（入院外診療）」、「医療（歯科診療）」、「医療（調剤）」及び「医療（その他の医療サービス）」に再編する。

⑦ 6699-09 その他の対事業所サービス

後記「警備業」のとおり、平成23年表においては、「その他の対事業所サービス」から「警備業」を分割し特掲する。

また、日本標準産業分類との整合性を踏まえ、「ニュース供給・興信所」に含まれていた「興信所」を統合、また、本部門に含まれていた「音声情報制作業」及び「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動及び「広告制作業」を「映像・音声・文字情報制作業」に統合する。

#### (4) 分割特掲

##### ① 3015-02 鋳造装置・プラスチック加工機械

日本標準産業分類の第12回改定により、小分類「265 基礎素材産業用機械製造業」が新設された。これを踏まえ、平成23年表の列部門は、「その他の特殊産業用機械」に含まれていた「鋳造装置」及び「プラスチック加工機械」を統合し、名称を「鋳造装置・プラスチック加工機械」とする。

ただし、行部門は、従前どおり、「鋳造装置」及び「プラスチック加工機械」とする。

##### ② 3299-02 電子回路

平成17年表の「その他の電子部品」に含まれる「プリント回路」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、平成23年表においては、「その他の電子部品」から分割し特掲する。

##### ③ 6699-05 警備業

平成17年表の「その他の対事業所サービス」に含まれる「警備業」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、平成23年表においては、「その他の対事業所サービス」から分割し特掲する。

#### (5) 内容変更

##### ① 3299-09 その他の電子部品

前記「電子回路」のとおり、平成23年表においては、「その他の電子部品」から「電子回路」を分割し特掲する。

また、日本標準産業分類の第12回改定の範囲に合わせ、これまで「その他の電気機械器具」に含まれていた「シリコンウエハ（表面研磨したもの）」を「その他の電子部品」に移動する。

##### ② 3919-09 その他の製造工業品

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「31 精密機械器具製造業」の中に含まれていた小分類「316 眼鏡製造業（枠を含む）」が「329 他に分類されない製造業」へ移設されたことを踏まえ、平成23年表においては、「その他の光学機械」に含まれていた「眼鏡製造業（枠を含む）」を本部門に統合する。

##### ③ 5112-01 小売

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の中分類「5795 料理品小売業」の一部が中分類「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」として新設されたことを踏まえ、平成23年表においては、「持ち帰り・配達飲食サービス」に該当する部分を「飲食サービス」に移動する。

#### (6) 内容変更・行部門名称変更

##### ① 5311-01 金融

平成17年表の「金融」においては、68SNAに基づき、すべて産業部門（内生部門）に産出する「帰属計算」方式を採用していたが、平成23年表においては、93SNAに沿

って、「帰属利子」方式を改め、「F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入する。これに伴い、行部門を「公的金融（F I S I M）」及び「民間金融（F I S I M）」とする。

(7) 内容変更・名称変更

① （統合大分類）57 運輸・郵便

日本標準産業分類の第12回改定により、従来の小分類「371 信書送達業」が「491 郵便業」と改められた上で、大分類「情報通信業」から「運輸業」に移され、大分類の名称も「運輸業、郵便業」と改められた。これを踏まえ、平成17年表の統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」を、統合大分類「運輸」に移し、統合大分類の名称も「運輸・郵便」とする。

(8) 輸出計の範囲外に変更

① 7711-00 調整項

「調整項」は、輸出品の国内における取引過程で課せられた消費税の還付分を計上するための部門であるが、従前、輸出に関する部門という観点から、「輸出計」に含めていた。しかし、あくまで国内取引に関する金額を計上する部門であるため、平成23年表においては、「輸出計」ではなく、「国内需要合計」に含まれる部門とする。

### 3-3 県内生産額の推計方法

県内生産額は、平成23年全国表の部門分類に従って細分化された約3,600品目のそれぞれについて、「平成23年生産額推計方法」に基づき出来る限り各地域共通の統一的な推計方法を取り、これを行518部門、列396部門に統合した。

推計方法は、財については、生産数量×単価、地域別生産数量の対全国比×全国生産額などによった。本報告書で用いている「全国」の数値は、「地域の積み上げ値」（以下、「地域計」という）である。

(1) 利用した主な資料

- ① 農 林 水 産 業…各種生産費統計
- ② 鉱 業…経済センサスー活動調査
- ③ 製 造 業…経済センサスー活動調査、生産動態統計
- ④ 建 設…建設統計年報、建設工事受注動態統計調査
- ⑤ 電 力 ・ ガ ス…経済センサスー活動調査、電気事業便覧 ほか
- ⑥ 運 輸 ・ 郵 便…経済センサスー活動調査、旅客地域流動調査、陸運統計要覧 ほか
- ⑦ サービス・他…経済センサスー活動調査、住宅・土地統計調査、通信産業基本調査、地方財政統計年報、学校基本調査、医療施設調査 ほか

(2) 県内生産額の対象範囲

我が国における全国表の生産範囲は、「国内概念」であり、領土内において行われた生産活動に限定されている。すなわち、我が国の領土内にある外国公館、駐留軍及び国際機関を除き、日本の在外公館を含める。また、企業が外国で行った生産活動を除き、外国籍企業の在日支店、代理店等が行った生産活動を含む範囲である。

県表でも全国表の「国内概念」に準じ、以下のような「県内概念」をとる。

一般的に、鉱工業の生産活動は特定地域に所在する事業所内において行われるので、その事業所の生産額を計上すればよい。しかし、農林水産業、建設業、商業、運輸、通信やサービスなどは、事業所の所在地にかかわらず地理的な境界線を越えて、他の地域で生産活動を行うことが多く、さらに資料上の制約から、実際には生産「地域」をめぐるさまざまな概念が混在している。

以下は、特に県表での生産額の対象範囲を整理したものである。

- 漁業の生産額は、実際に漁を行っている海上ではなく、水揚げした市場において計上する。
- 貨物輸送の生産額は、輸送活動をしている道路や鉄道上に計上するのではなく、貨物を集荷した事業所の所在地に、その売上げを計上する（事業所主義）。
- 一方、鉄道旅客輸送は、貨物輸送のような「事業所主義」をとらない。地域内における「輸送旅客数×走行キロメートル」の合計で事業収入を案分したものを地域の生産額とする。したがって、この場合は、鉄道線路上に生産額を計上するという概念である。
- さらに、建設は、建設会社の所在地ではなく建設活動を行っている現場に生産額を計上する（属地主義）。したがって、極端な場合、建設会社がほとんどない地域であっても大きな建設の生産額が計上される。このような場合には、単純に雇用分析ができないので注意する必要がある。

また、外国に所在する日本の在外公館は東京に格付けるものとする。

なお、政府や民間非営利団体が提供する財・サービスのように必ずしも生産原価が完全には回収されない価格又は無料で提供される財・サービスの生産額は、原則として生産に必要な経費の積み上げをもって計上する。

### (3) 県内生産額の価格評価

県内生産額の価格評価の具体的な事例は、次の通りである。

- ① 製造工業製品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。
- ② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ該当する部門の県内生産額に計上される。
- ③ 中古品は、取引マージンのみが「コスト商業」として商業部門に計上される。
- ④ 事業所の区画が明確にならない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価される。
- ⑤ 土地の取引に関しては、仲介手数料や造成・改良費のみが計上される。  
※土地そのものは「概念上」中古品の扱いとなるため含めない。
- ⑥ 間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は、商業の生産額に含める（ただし、軽油取引税については、同一行程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する）。
- ⑦ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。
- ⑧ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格による。



- ⑨ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価し、生産者価格と購入者価格が同額となる。
- ⑩ 金融・保険、住宅賃貸料（帰属家賃）等の部門の生産額の評価は、帰属計算によって行っていたが、平成23年表から金融についてはF I S I Mにより産出している（後述3-4 その他注意を要する部門・概念の解説を参照）。
- ⑪ 政府サービス生産者と対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額による。
- (4) 特殊な扱いをする部門

① 中間製品の扱い

平成23年表では、平成17年表と同様に「熱間圧延鋼半製品」は中間製品として部門を計上、「砂糖」については生産額の10桁細品目で粗糖（国産原料）としてのてんさい糖、かんしゃ糖を計上した。

② コスト運賃及びコスト商業

県表では、全国表にはない移出入による財の取引額が計上されていないにもかかわらず、単に運賃・商業マージンの移出入額のみが計上されている場合がある。例えば、A県で生産した商品をB県の家計が消費し、その輸送と販売者（商業者）がそれ以外のC県の事業者であるような場合、当該B県の家計消費支出には、その商品と運輸・商業マージンが計上され、商品はA県からの移入として計上されるのに対し、運輸・商業マージンは、C県からの移入となる。一方、C県からみると、何ら財の移出がないのに運輸・商業マージンのみがB県の家計消費支出に移出されることになる。このようなことが県表では実際に生じることから一般的にコスト運賃及びコスト商業のような取り扱いを行う必要がある。しかし、これらの値を実際に推計することは困難であるため、推計はそれぞれの県の生産額から、県内需要で取引された運輸・商業マージンに、輸移出の際に生じた運輸・商業マージンを加えた差分をコスト運賃・コスト商業として扱い、移出入に計上している。そのため、県によっては非常に運輸・商業の移出入が大きい場合があるが、これは、全国表でみれば財の移動に伴う運輸・商業マージンであるが、ある県からみればコスト的な扱いの運輸・商業マージンが計上されているためであるといえる。

### 3-4 その他注意を要する部門・概念の解説

#### 3-4-1 公的金融（F I S I M）、民間金融（F I S I M）

当該部門は、平成17年表では、「公的金融（帰属利子）」、「民間金融（帰属利子）」として、生産額は「帰属利子」＝「貸付金に対する受取利子」－「預貯金に対する支払利子」として、帰属計算を行い計上していた。

平成23年表では、93、08SNAに沿ってF I S I Mを導入し、帰属利子方式を採用していることにより生じていた産業連関表上のバランス調整の問題の解消及び日本標準産業分類との整合性を図る。

「F I S I M」の生産額は、概念上は「借り手側F I S I M」＋「貸し手側F I S I M」とし、「借り手側F I S I M」は、「貸出残高総額」×（「運用利率」－「参照利率」）。「貸し手側F I S I M」は、「預金残高総額」×（「参照利率」－「調達利率」）とする。

また、自動車ローン及び教育ローン等の住宅ローン以外の家計向けローンについては、平

成 17 年表では 68 S N A の概念上、中間需要部門に産出することになっていたため、家計消費支出への産出は行わず分類不明に産出していたが、平成 23 年表では、F I S I M の概念を導入することにより、家計消費支出に産出することとする。

### 3-4-2 (1) 移出入

① 移出は輸出と同様に、生産地域で計上し、移入も輸入と同様に消費地域で計上する。

なお、輸出と移出の合計が「生産額－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならず、また移入と輸入の合計が「県内需要－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならない。

対家計民間非営利サービス生産者（★印）や政府サービス生産者（★★印）に格付けられた個別的消費に該当する部門の産出推計にあたり、これらの部門の移出入は家計消費において生じるので、自県の家計消費支出の額以上に他県から移入されることはあり得ない。例えば、埼玉県に居住する者が東京都に所在する国立大学に通った場合、学校教育（国公立）を東京都から埼玉県へ移出することになるが、当然この額は、埼玉県の家計消費支出における学校教育（国公立）の額を超えることはない。

② 地域外通勤者、旅行者の移出入

一般的に、県表では粗付加価値側である生産勘定は県内概念、最終需要側の家計消費は県民概念の推計になっている。全国表の場合は、それらの調整を輸出入の直接購入で行っているが、県表では直接購入に該当する部門がないため、それらも含めて移出入額の中に取り込んで推計する。

③ 本社・営業所等経費の移出入

県表では本社部門を設けないため、本社・営業所等における経費については、本社・営業所等のある場合は移出、それら以外の場合は移入するものとする。なお、本社・営業所等に勤務する従業者の雇用者所得や家計外消費についても、同様の扱いとする（次項を参照）。

### 3-4-3 (2) 本社営業所等の活動経費

全国表では、本社・営業所等の経費は国内にある限り、製品コストの一部として構成されるため、たとえ異なる地域にあっても問題とならないが、県表では問題が生じる。地域で見ると、生産事業所のある県と本社のある県が異なっている場合が多く、取り扱いに注意が必要である。

県表における生産額は、その多くが、「生産数量×単価」として推計され、それぞれ生産工場の所在地において計上される。

企業は、各工場の生産物を販売することによって生産活動に必要な全ての経費を賄っており、当該工場所在地に計上された「生産額」の中（正確には単価）には、それを生産するための原材料や燃料など工場の諸経費だけではなく、本社・営業所等経費、つまり狭義には総務・企画・営業部門、広義には研究開発費、販売費、交際費、本社における広告費などを含む全ての経費が含まれている。したがって、工場と本社・営業所等が同一地域なら問題ないが、それぞれ異なる地域に所在している場合の取り扱いが問題となる。

本社・営業所等経費の取り扱いについて、県表では様々な方法が考えられるが、平成 23 年表では平成 17 年表と同様に本社・営業所等経費を財・サービス別に移入して投入する方法を採用した。

上記採用方法について自動車部門を例に、全国で 100 の自動車の生産があり、それを地域別にみたとき、A 地域は自動車の生産事業所のみあり、そこでの生産は 80、B 地域はその本社があり、本社では管理・販売活動として 20 の生産を行っているとした場合で考える。

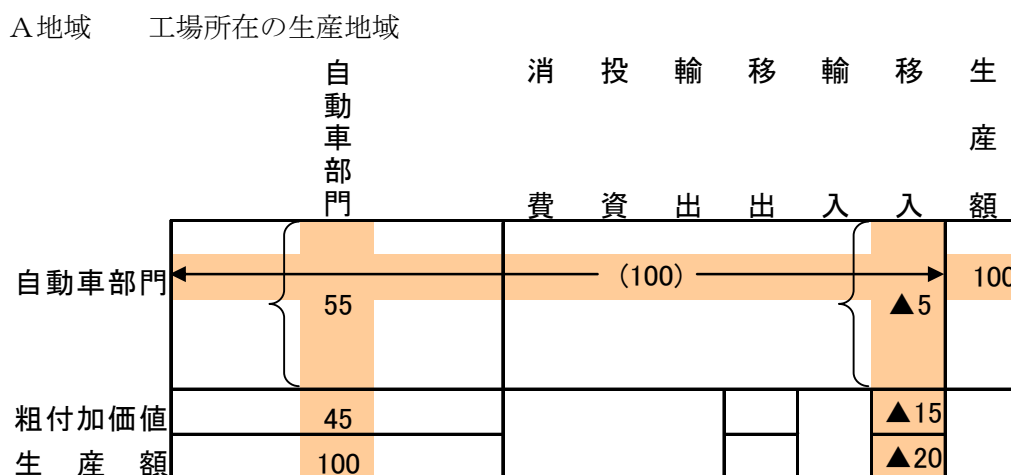
〈自動車部門の工場及び本社営業所活動例〉

地域内訳	合計	A 地域	B 地域
		工場所在の 生産地域	経費のみ発生の 本社・営業所等地域
投入内訳			
原材料費	55	50	5
粗付加価値	45	30	15
生産額	100	80	20

「本社・営業所等経費を財・サービス別に移入して投入する方法」は、本社・営業所等が他地域にあっても、架空的に自動車を生産している地域に本社・営業所等も存在しているものとみなして推計する方法である。

つまり、自動車を生産している A 地域の生産額を 100、本社・営業所等地域の生産額を 0 とし、生産事業所の投入パターンに本社・営業所等部門の投入パターンを付加したものを A 地域の生産事業所の投入とするものである。

一方、本社・営業所等のある B 地域は本社・営業所等で使用する財・サービス等の原材料費及び粗付加価値を直接移出する方法である。



B地域 経費のみ発生の本社・営業所等地域

	自動車部門	消費	投資	輸出入	移出入	移入	移入	生産額
自動車部門					5			0
粗付加価値					15			
生産額	0				20			

この方法では、本社・営業所等の諸経費を財・サービス及び粗付加価値ごとに工場経費と合わせて工場所在地に計上する。

つまり、工場所在地の投入額には、その地域に所在しない本社・営業所等の諸経費が一緒になって計上されており、例えば、雇用者所得も工場従業者のみならず本社・営業所等の従業者分も含まれている。

他方、本社・営業所等所在地には、本社・営業所等の活動に係る経費の積み上げである「生産額」がいったい計上されず、ただ工場所在地への移出ベクトルに本社・営業所等の諸経費が財、サービス及び粗付加価値ごとに計上されるのみである。これら本社・営業所等に係る財・サービス及び粗付加価値について、工場所在地は本社・営業所等所在地から「本社サービス」として移入し、本社・営業所等所在地は同サービスを工場所在地へ移出することによってバランスをとる。

この方法は、アクティビティごとの投入構造を正確にとらえているものの、工場が使用していない財・サービス及び粗付加価値まで工場所在地域に計上されることから、工場所在地域では投入・産出ともに過大評価になり、逆に本社・営業所等所在地域ではその分過少評価になる。そのため、県内GDPの推計等においては、第4象限に記載されることになる粗付加価値の移出入分を考慮する必要がある。

### 3-5 県産業連関表と県民経済計算の関係

県産業連関表と県民経済計算は、双方とも都道府県という行政区域を単位として、一定期間における経済活動の成果を計測するものである。

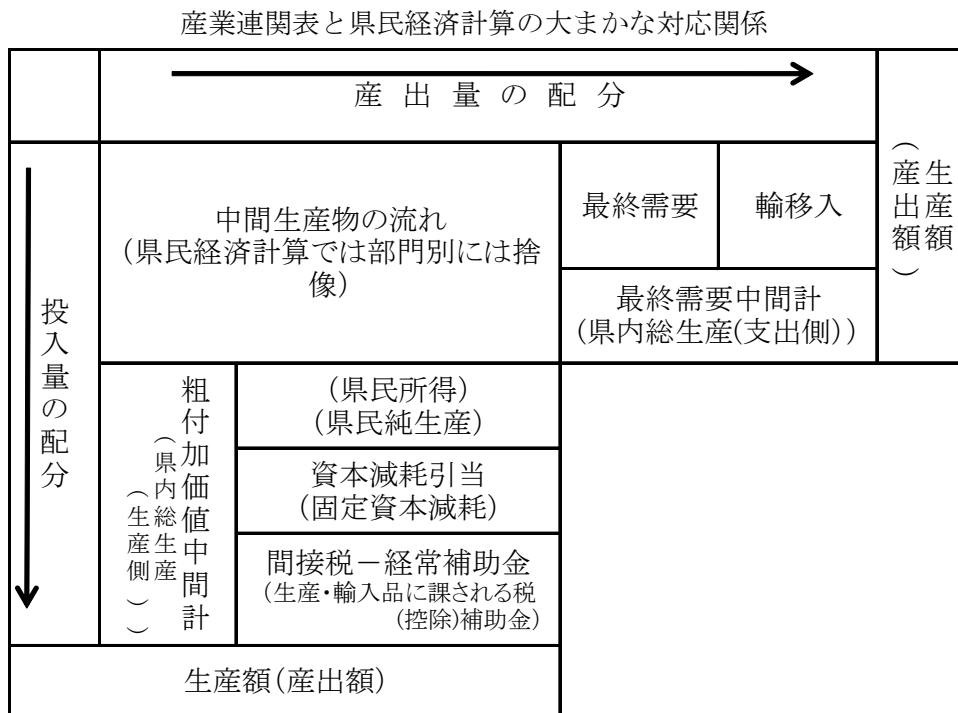
県民経済計算は、県内あるいは県民の経済循環と構造を生産・分配・支出等各方面にわたりマクロ的に把握することにより、県経済の実態を体系的に明らかにするものである。

これに対し、産業連関表は、県民経済計算では考慮していない商品別中間生産物の取引を詳細に捉えることに視点を置いている。

また、産業間の生産技術的な連結を明示的に捉えるため、各部門間の取引は経常的な財・サービスの取引に限られ、所得の受払いや金融収支に関する取引は除かれている。

このように両者はその対象を同じくしているが、統計として基本的な性格に違いがある。

もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数とは、同じ県民経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と県民経済計算はそれぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。大まかな対応関係は、次のとおりである。



注：( ) 内が県民経済計算にはほぼ対応する部分。県内としてあるのは、県産業連関表が県内概念を取っているため、これに準じたもので、県民所得に若干の概念調整を施せば県産業連関表と一致する。県民経済計算では、生産及び支出を県内概念、分配を県民概念で捉えている。

産業連関表と県民経済計算の項目別の大きな対応は次のとおりである。

産業連関表	調整項目	県民経済計算
$\boxed{\text{最終需要計}} - \boxed{\text{輸移入計(※)}} = \left[ \begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{民間消費} \\ + \text{政府消費} \\ + \text{固定資本形成} \\ + \text{在庫純増} \\ + \text{輸移出} \\ - \text{輸移入(※)} \end{array} \right]$	$+ (\text{輸入品商品税} + \text{関税})(※)$ $- \text{家計外消費}$	$\div \boxed{\text{県内総生産(支出側)}}$
$\boxed{\text{粗付加価値計}} = \left[ \begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{雇用者所得} \\ + \text{営業余剰} \\ + \text{資本減耗引当} \\ + \text{間接税} \\ - \text{経常補助金(※)} \end{array} \right]$	$+ (\text{輸入品商品税} + \text{関税})(※)$ $- \text{家計外消費}$	$\div \boxed{\text{県内総生産(生産側)}}$
$\boxed{\text{県内生産額}} = \left[ \begin{array}{l} \text{中間投入計} \\ + \text{粗付加価値計} \end{array} \right]$ $= \left[ \begin{array}{l} \text{中間需要計} \\ + \text{最終需要計} \\ - \text{輸移入(※)} \end{array} \right]$		$\div \boxed{\text{生産者価格表示の産出額}}$

(※)「経常補助金」、「輸移入」、「輸入品商品税」、「関税」は産業連関表上マイナスで表記されているが、ここでは「絶対値」で扱っている。

主な相違点は次のとおりである。

- (1) 作成作業の対象期間は、県民経済計算は会計年度であるが、産業連関表は暦年。
- (2) 部門分類は、県民経済計算では事業所ベースで分類しているのに対し、産業連関表ではアクティビティベースで分類している。
- (3) 対象地域は、県民経済計算では県経済を把握するため県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）で捉えているのに対し、産業連関表は県内概念（属地主義）である。
- (4) 産業連関表は家計外消費支出を粗付加価値及び最終需要の一部として計上しているが、県民経済計算は中間取引の一部としており粗付加価値、最終需要には計上しない。
- (5) 県民経済計算体系における県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地に係わりなく把握するのに対して、県民概念は県内居住者の経済活動を、生産地域に係わりなく把握するものである。なおここでいう居住者には、個人のみならず法人企業、政府機関等も含まれる。
- (6) 平成12年以降は国民（県民）経済計算及び全国表とも社会資本の資本減耗引当を計上しているが、県表では推計上の困難性、産業連関分析上の影響、帰属計算したものを最終需要に計上することによりGDPが過大になることなどの理由により、従来から社会資本の資本減耗引当を計上していない。
- (7) 本社・営業所等の扱いについては、県表が本社・営業所等経費を工場所在地が本社・営業所等所在地から移入して投入する方式により取り込んでいるのに対し、県民経済計算では東京都を除き取り込んでいない。
- (8) 県外通勤者経費については、県表では県外通勤する者はいないと仮定して計上していないが、県民経済計算では県民雇用者報酬と県内雇用者報酬の差として、県外通勤者にかかる雇用者所得が計上されている。